

岩木川市民ゴルフ場清掃・維持管理業務仕様書

1 業務目的

本仕様書は、岩木川市民ゴルフ場の合理的かつ適切な清掃・維持管理を実施することにより、建物や敷地内を常に最適な環境状態に保ち、市民の快適な利用環境を維持することを目的とする。

2 業務内容

以下の内容について再委託が必要な場合は、募集要項第Ⅲ項 4（3）により再委託し対応すること。

（1）建物等清掃・維持管理業務

建物内外の材質等を考慮しつつ適切な頻度・方法で、日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組み合わせ本施設の美観と衛生を保つこと。また、廃棄物処理にあたっては、本市のごみ分別ルールに従って適切に行い、資源の有効活用に取り組むこと。

①業務内容

ア 日常清掃（日又は週を単位として定期的に行う作業）

日常的に清掃を行い、施設、備品、器具等が常に清潔な状態に保たれるようにすること。清掃回数等の条件は、指定管理者が利用頻度に応じて、適切に設定すること。特に、シャワーやトイレ等の水周りについては、衛生等について留意すること。

イ 定期清掃（月を単位として定期的に行う業務）

日常清掃では実施しにくい箇所の清掃等を行うため、必要に応じて定期清掃を実施すること。

ウ 特別清掃（一定の期間、又は年を単位として行う定期的及び不定期に行う業務）

日常清掃、定期清掃では実施しにくい清掃等を行うため、必要に応じて特別清掃を実施すること。

（2）敷地内（駐車場を含む）清掃・維持管理業務

敷地内の適切な維持管理に努め、景観を維持するとともに、利用者の利便を損なうことがないよう管理すること。

①植栽管理

敷地内の植栽を適切に維持管理するとともに、落枝・落葉の収集及び処分を実施し、美しい環境を維持すること。また、必要に応じ薬剤を散布し害虫駆除に努

める等、利用者及び通行者の安全や周辺に与える影響を十分に配慮すること。

②駐車場の除雪

利用者が安全に駐車できるように、積雪時には除雪等の適切な管理を実施すること。（原則として開館前までに実施することが望ましいが大雪等により除雪が困難な場合は、利用者に支障をきたさない範囲で行うこと。）

岩木川市民ゴルフ場警備業務仕様書

1 業務目的

本仕様書は、岩木川市民ゴルフ場の秩序及び規律の維持、火災、盗難、破壊並びに不法行為等の予防、発見、防止に努めるなど、財産の保全及び利用者の安全を保つことを目的とする。

2 業務内容

- ・各施設の用途、規模、開場時間を踏まえて適切な警備計画を立て、事件・事故等の未然防止に努めること。
- ・適切な運営体制により使用者のプライバシー保護に留意しつつ防犯との両立を図り、盗難等犯罪の抑止に努めること。
- ・警備業法、消防法、労働安全衛生法等関連法令を遵守すること。
- ・施設内が無人となる時間においては機器・システム等を導入する等、24時間体制で警備を行うこと。
- ・閉場時は出入り口や窓の施錠及び照明の消灯を確認すること。
- ・緊急を要する事態に対する必要な措置及び連絡体制を構築すること。
- ・駐車場内の事故、車両の盗難、車上荒らし等の発生を未然に防止できるよう配慮すること。また、これらの事件が発生した場合は被害者に対して警察への届出を促すなど適切な対応を行い、市へ報告すること。
- ・指定管理者は、本施設利用者の利用を妨げるなど、不当な駐車車両を発見した場合、速やかに市へ報告すること。

なお、再委託が必要な場合は、募集要項第Ⅲ項4（3）により再委託し対応すること。

岩木川市民ゴルフ場消防用設備等点検業務仕様書

1 業務目的

本仕様書は、消防法17条3の3及び消防法施行規則第31条の4等に定められた技術基準に従い、岩木川市民ゴルフ場における消防用設備等の設置状態及び動作確認等の点検を行い、防火安全確保に努めることを目的とする。

2. 保守点検内容及び方法

点検内容及び方法は、次のとおりとする。

なお、再委託が必要な場合は、募集要項第Ⅲ項4（3）により再委託し対応すること。

(1) 機器点検

- ①消防用設備等に附置される非常電源の正常な作動
- ②消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- ③消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

(2) 総合点検

消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、または当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を、消防用設備等の種類等に応じ点検基準に従い確認すること。

3. 保守点検を要する設備等及び点検回数等

- (1) 保守点検を要する設備等については下表のとおりとし、点検については、当該施設の消防用設備等の種類に応じ、下表のとおり回数を行うものとする。

消防用設備等の種類	点検内容及び方法		点検期間
	総合点検	機器点検	
消火器・誘導灯		○	6か月毎
自動火災報知設備・非常用放送設備・ 屋内消火栓設備・非常電源		○	6か月毎
	○		1年毎
配線・防火設備	○		1年毎

- (2) 自主設置の消防用設備等については、消火器を除き、機器点検の点検期間を1年とし、総合点検と同時期に実施するものとする。

4. 消防用設備等の保守点検実施者

保守点検を行うものは、点検を行う設備に応じた消防設備士又は、消防設備点検資格者とし、資格を証する免状等の写しをあらかじめ市に提出するものとする。

5. 消防用設備等の点検報告

- (1) 保守点検の結果、不良箇所等を確認したときは速やかに市へ報告し、それに対する指示を受けるものとする。
- (2) 業務を実施後、棟ごとに消防庁が定める様式の消防用設備等点検結果報告書に、消防用設備等の種類に応じた点検表を添付して作成し、市へ1部報告するものとする。
- (3) 消防機関への報告は、消防法の規定に定められた期間内に届け出るものとする。

岩木川市民ゴルフ場コース管理業務仕様書

1 業務目的

本仕様書は、岩木川市民ゴルフ場内ゴルフコース（以下「コース」という。）における施設・設備等に係る保守点検及び維持管理を適切に行うことで、財産の保全及び利用者の安全を保つとともに、円滑な運営に寄与することを目的とする。

2 業務内容

施設の初期の性能及び機能を維持するために対象施設等の整備、点検、保守等を行うとともに、効率的な設備の運転・監視を行い、円滑に運営できるよう、適切な維持管理を行うこと。

なお、再委託が必要な場合は、募集要項第I項4（3）により再委託し対応すること。また、点検記録について施設において保管すること。

(1) 芝生管理業務

対象施設の芝生について、適切な維持管理を行い、生育状態維持と疾病等による損傷を防ぐこと。その他、各所における芝生等の適切な維持管理を行うこと。なお、農薬使用後は、国土交通省が定める様式の農薬使用状況報告書に使用料等を記載し、市へ提出すること。

対象施設・設備等

施設名	芝生面積	芝種類	業務内容
グリーン	4,400㎡	ペンクロスベント	<ul style="list-style-type: none"> ・芝刈り（刈高5mm程度） ・殺菌剤、殺虫剤、除草剤及び肥料の散布 ・エアレーション ・目砂入れ
ティーグラウンド	1,725㎡	洋芝・野芝	<ul style="list-style-type: none"> ・芝刈り（刈高17mm程度） ・肥料の散布 ・エアレーション ・目砂入れ
フェアウェイ	8,543㎡	洋芝・野芝	<ul style="list-style-type: none"> ・芝刈り（刈高17mm程度） ・除草剤・肥料の散布
ラフ	45,959㎡	洋芝・野芝	<ul style="list-style-type: none"> ・芝刈り（刈高50mm程度）

(2) バンカー点検業務

コース内のバンカーについて、適切な維持管理を行い、良好な状態に整備すること。

(3) 水質管理業務

- i) 対象の池等の水質の常時監視に努めるとともに、水質測定を実施すること。対象の池等は別紙のとおり。
- ii) 農薬の使用実態を考慮して、使用料の多い農薬の主成分である物質を優先し、農薬の種類（殺虫剤、殺菌剤、除草剤等）別に水質測定の項目を選択すること。
- iii) 水質測定の回数は、農薬の種類ごとに年4回以上（散布回数が4回未満の場合は散布回数）とし、農薬の使用時期、使用量及び使用方法を勘案して市が定めるものとする。
- iv) 水質測定結果について、水質測定報告書を市へ提出するものとする。

(4) 土壌管理業務

- i) コース内の農薬散布地域において、土壌調査を実施すること。
- ii) 農薬の使用実態を考慮して、使用料の多い農薬の主成分である物質を優先し、農薬の種類（殺虫剤、殺菌剤、除草剤等）別に土壌分析の項目を選択すること。
- iii) 土壌調査の回数は、年1回以上とし、農薬の使用時期、使用量及び使用方法を勘案して市が定めるものとする。
- iv) 土壌調査は、代表地点を3箇所以上選定し、実施するものとする。
- v) 土壌調査結果について、土壌調査報告書を市へ提出するものとする。

(5) ポンプ設備管理業務

①対象施設・設備等

施設名	仕様	台数
浅井戸ポンプ	井戸φ900×6m (10m ³) ポンプφ65×500L/min×20m×3.7kw	2台
貯水槽ポンプ	貯水槽(地上式10m ³) ポンプφ65×500L/min×70m×11kw	2台

②業務内容

効率的な設備の運転・監視を行い、適切な維持管理を行うこと

岩木川市民ゴルフ場指定事業仕様書

1 事業目的

市民の活動や世代間交流を促進し、施設の利用拡大を図るとともに、ボッチャやフライングディスク等の障がい者スポーツ及びニュースポーツの普及・促進を目的とする。

2 事業内容

障がい者スポーツ及びニュースポーツを普及・促進する事業

事業内容は各年度市と協議のうえ決定すること。

【参考】

○全国障害者スポーツ大会実施競技

- ・ボッチャ
- ・フライングディスク
- ・卓球
- ・サウンドテーブルテニス

○その他

- ・スナッグゴルフ
- ・グラウンドゴルフ
- ・ターゲットバードゴルフ